

神奈川県障害者スポーツ大会実施要綱

1 目的

神奈川県障害者スポーツ大会（以下、「県大会」という。）は、障害者がスポーツを通じてその人らしさを表現し、健康・体力の維持増進を図るとともに、参加者相互の交流を促し、県民の障害に対する関心と理解を深め、障害者の自立と社会参加の推進に寄与することを目的とする。

併せて、全国障害者スポーツ大会への選手派遣の選考を兼ねるものとする。

2 主催

県大会は、神奈川県（以下、「県」という。）と、相模原市の共催とする。

3 大会の運営

(1) 大会運営等については、障害者へ配慮等高い専門性を必要とすることから、県が適当と認めた団体等（以下、「団体等」という。）に委託して実施するものとし、大会運営の委託を受けた団体等は、大会事務局（以下、「事務局」という。）を設置する。

(2) 県大会は、天災、台風等特段の事情のあるときを除き、毎年度開催する。尚、平成19年度に開催された県大会をもって第1回大会とし、これより起算し年度を基準に回数を順次付すものとする。

(3) 実施競技・種目は、別途定める「神奈川県障害者スポーツ大会実施要領」（以下、「実施要領」という。）による。

(4) 開催日程は、開催の前年度内に、主催者と事務局の協議により決定する。

4 参加資格

競技参加者は、次の各号のいずれかを満たす者とする。

(1) 次のアからウまでの、すべての条件を満たす者。

ア 競技参加者は県内（横浜市、川崎市を除く）に現住所を有する者。

ただし、施設や学校に入所・通所・通学している者は、その所在地の市町村の選手として参加できるものとする。

イ 毎年4月1日現在、13歳以上の身体障害者、知的障害者及び精神障害者。

ウ 身体障害者は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者。

知的障害者は、厚生事務次官通知（昭和48年9月27日厚生省発 児第156号）による療育手帳の交付を受けた者。あるいは、その取得の対象に準ずる障害のある者。

精神障害者は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者。又は障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号）第30条の規定により精神通院医療に係る医療受給者証を取得した者。

(2) 前号に定める者のほか、特に知事が定める者。

5 選手の申込みと選手団の派遣

(1) 選手の参加申込みは、各選手、または各障がい者福祉施設の団体で行うこととする。

なお、障がい者福祉施設は各障がい者福祉施設単位を「選手団」と称する。
(2) 各選手、または各障がい者福祉施設は、事務局に対し、所定の手続きをもって出場選手の競技・種目の申し込みを行うものとする。

6 競技規則

(公財)日本パラスポーツ協会が定める「全国障害者スポーツ大会競技規則」に則して実施する。

7 競技上の異議

競技に関する異議は、各参加選手の代表者又は監督者からのみ各競技の審判長に申し出ることができる。各競技の審判長は、これを裁定し、その決定は最終的なものとする。

8 表彰

入賞は、各組合せの1位から3位までとし、各組競技終了後に行う。出場者が少ない障害区分のため、類似した障害区分の者と一緒に競技する場合であっても、障害区分ごとに1位から3位までを表彰する。

9 健康・安全管理

健康・安全管理については、選手個人で十分注意するものとし、事務局においては、応急処置のみを行う。

なお、事務局においてレクリエーション傷害保険に加入することとするが、それ以上の責任は一切負わないものとする。

10 実施細目

この要綱に定めるもののほか、神奈川県障害者スポーツ大会の実施・運営に関し必要な事項は、実施要領で定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年2月14日から施行する。
- 2 この要綱は、平成21年12月22日から施行する。
- 3 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、平成27年1月7日から施行する。
- 5 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 6 この要綱は、令和3年12月21日から施行する。
- 7 この要綱は、令和4年12月23日から施行する。